中央小学校いじめ防止基本方針

平成30年3月1日 改訂 江別市立中央小学校

1. はじめに

この「中央小学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法や江別市いじめ防止 基本方針を参酌し、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問 題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのな い明るく楽しい希望に満ちた学校生活」を送ることができるように策定するものである。

2. いじめの定義といじめに対する基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児 童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめは、単にいじめられている児童といじめる児童の関係だけでとらえることはできない。いじめは、「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童等に関係する問題(集団の問題)であることを認識する必要がある。

(2) いじめに対する基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ④ いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3. いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。 また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るととも に学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができる ように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動 に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童に対して、学校いじめ対策組への報告をはじめとするいじめを止めさせるための 行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

教職員においても、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすること のないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一障害や性的指向・性自認により困難を抱えている児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

- ② 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるための活動を設定する。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感を高める教育活動を推進する。
 - ① 一人一人が活躍できる学級活動

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・異学年交流の充実~校外班活動、クラブ活動、新入生へのお世話(6年)など
- ・児童の自主的な活動を支える委員会活動の充実
- ② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成 年間カリユラムにおいて、児童が見通しをもって学習に取り組めるよう発問や指導 方法を工夫する。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさやうれしさを実施できる確かな力の育成と、相互交流の工 夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総 合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

(4) いじめに関わる校内研修を推進

- ① いじめに関わる児童の心理を学ぶ。
- ② カウンセリングマインドの習得と指導の実際を学ぶ。
 - ・事例研究を行う。
- ③ 携帯電話等の電子通信機器などの「情報モラル」について研修を行う。
- (5) いじめの防止に関わる実施状況等の評価

学校評価の項目にいじめの防止に関わる実施状況等の項目を位置づけて、学校いじめ 防止基本方針に基づく取組がなされているか自己点検する。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇希を要するものであることを理解する。

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教師が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - ② おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や教育相談委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④ 「ともだちアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
 - ⑤ ④と同様に「保護者アンケート」により、いじめの早期発見に努める。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が協力して問題の解決にあたる。
 - ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を 最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく、外部機関と協力をして解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心に傷を癒やすために、心の相談員や養護教諭と連携をとりながら指導を行っていく。

(3) いじめへの対処

学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、 速やかに学校いじめ対策組織に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐようにしなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係わる情報を適切に記録 しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している いじめ防止基本方針 4

状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・被害児童に心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当に期間継続していること。この相当に期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察することが必要である。

(5) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」 等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4. インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- (1) インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して 情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- (2)教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校内の組織(学校いじめ対策組織)
 - ① 教育相談委員会

2ヶ月に1回の生活実態交流で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 教育相談ケース会議

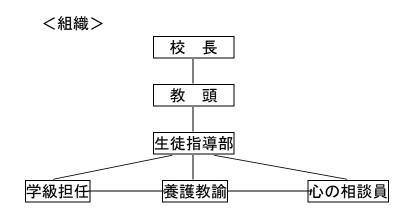
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、 当該学級担任、心の相談員によるケース会議を設置する。この会議は、必要に応じて 開催する。この組織は、以下の役割を担うものとする。

・いじめ未然防止の環境作り ・いじめ対策組織の周知 ・いじめ相談の窓口

- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等の情報収集と共有
- ・いじめの疑いがある場合の聞き取りや判断
- ・いじめの被害児童の支援や加害児童に対する指導体制や対応方針の決定 等

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに生徒 指導部に報告する。また、状況によっては教育相談ケース会議を開催し敏速な対応を行 う。教頭は、校長に報告し、校長に指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。



6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

- ※ ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況 に着目して判断する。
- ※②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。 なお、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえな い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童または保護者から の申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、 調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の 上、調査主体を決定する。

② 重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ対策委員会(仮称)」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施 学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事 実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。
- ⑤ 教育委員会が調査主体となる場合 教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。